

徳島県建設産業DX推進人材育成費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、「地域の守り手」である建設業の就労環境の改善や働き方改革を促進するため、徳島県内の建設業等を営む者（以下、「県内事業者」という。）が行う建設業の担い手の確保及び育成に係る取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で、県内事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（県内建設業者）に登録された者又は申請年度における徳島県測量・建設コンサルタント業務等一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿に登録されており、その主たる営業所の所在地が県内であること。
- イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ウ 県税すべてに未納がないこと。
- エ 過去に規則第2条に規定する補助金の不正受給がないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 徳島県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務、物品等の契約に係る入札参加資格停止措置を現に受けていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

経費	補助率	上限額
DX推進人材育成のための研修に係る受講料、教材費、講師の謝金及び旅費	1/2以内	300千円

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) その他知事が別に定める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の求めに応じて補助金に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に係る帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助の目的を損なわない計画細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から求められた場合には、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別紙3)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の1月29日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(証拠書類等の保管)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 事業計画の遂行ができないと知事が判断したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月11日から施行する。